

「那覇市保健所泡消火薬剤撤去等業務委託」に係る

制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市保健所泡消火薬剤撤去等業務委託
- (2) 履行場所：那覇市保健所 地下 1 階駐車場（那覇市与儀 1 丁目 3-2 1）
- (3) 履行期間：契約締結日から令和 6 年 7 月 31 日（水）
- (4) 履行内容：別添「仕様書」のとおり

2 入札参加資格要件

入札に参加しようとする者は、入札公告日から開札日までの間、次に掲げる資格を全て満たすこと。

- (1) 一般社団法人沖縄県消防設備協会の点検済表示登録会員名簿に登録されている点検事業者（第 1 号表示登録会員）である者。
- (2) 本市に本社もしくは支社を有する者。
- (3) 消防設備士甲種 2 類の資格を有する主任技術者を配置できる者。ただし、その主任技術者を改札日以前に継続的に 3 か月以上雇用している者であること。
- (4) 本市の指名停止措置を受けていない者。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(公告日の 3 か月前から改札日までの間に不渡り等を生じていないものであること)
- (7) 本市の市税の納付義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (8) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していない者。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でない者。

3 入札参加の申込等

入札参加を希望する者は、下記書類を期限までに提出しなければならない。なお、下記4の申請期限までに提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- (1) (様式1) 入札参加申込書
- (2) 法人の印鑑証明書(写し可)
- (3) 営業証明書(那覇市市民税課発行)(写し可)
- (4) 消防設備士甲種2類の技術資格者資格証の写し
- (5) (4)の技術資格者の健康保険証(協会けんぽの被保険者証)の写し
- (6) 誓約書
- (7) 使用印鑑届
- (8) 入札保証金に関する書類

※ (2) (3) について

入札参加申込期間(令和6年2月7日~令和6年2月22日)に発行されたものとする。ただし、下記の者については、提出は不要とする。

- ア 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する「令和5・6年度の建設工事等入札参加資格者名簿」に登録されている市内事業者
- イ 那覇市物品購入等入札参加者の資格等に関する要綱第10条第1項の規定する「令和5・6年度物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されている市内もしくは準市内事業者

※ (8) について

入札保証金の納付免除に該当する場合は、入札保証金納付免除申請書を令和6年2月20日(火)午後5時までに提出すること。

4 入札参加申込書等の入手先及び申込期間

(本市ホームページからも入手可)

ア 場所	那覇市健康部保健総務課
イ 期間	令和6年2月7日(火)から令和6年2月22日(木) (土曜日、日曜日及び祝日を除く)
ウ 時間	午前9時から午後5時まで
エ 方法	書類を直接持参

5 契約条項を示す場所

本市ホームページ(那覇市保健所 保健総務課)

6 質問照会

- (1) 質問期限: 令和6年2月13日(火)午後5時
- (2) 提出方法: 質問書(様式2)に内容記載し、保健総務課代表メールに送信すること。
(K-SOU001@city.naha.lg.jp)
- (3) 回答: 令和6年2月16日(金)までに那覇市保健所保健総務課ホームページに掲載する。

7 入札の日時及び場所

- (1) 日時：令和6年2月26日（月）10時
- (2) 場所：那覇市与儀1丁目3-21 那覇市保健所2階 会議室A

8 入札時提出書類

- (1) 入札書（様式3）
- (2) 委任状（様式4） ※代理人が入札する場合

9 入札保証金

那覇市契約規則第5条第1項の規定に基づき見積る契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたもの）の100分の5以上の金額を本市に納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札の無効に関する事項

那覇市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 その他

本市に提出された書類は返却しない。

12 問い合わせ先

那覇市健康部保健総務課 保健総務グループ
(那覇市与儀1丁目3-21 那覇市保健所1階)
担当：新垣
TEL：098-853-7964 FAX：098-853-7967